

第32号議案

志木市立秋ヶ瀬運動場施設条例の一部を改正する条例

第1条 志木市立秋ヶ瀬運動場施設条例(平成4年志木市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「秋ヶ瀬総合運動場及び」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 秋ヶ瀬総合運動場 午前6時から午後7時まで
別表第2第1号アの表中「施設名」を「名称」に改め、同表に次のように加える。

備品	教育委員会規則で定める。
----	--------------

別表第2第1号イの表中「施設名」を「名称」に改め、同表に次のように加える。

備品	教育委員会規則で定める。
----	--------------

別表第2第1号ウの表中「施設名」を「名称」に改め、同表に次のように加える。

備品	教育委員会規則で定める。
----	--------------

別表第2第2号の表中「施設名」を「名称」に改める。

第2条 志木市立秋ヶ瀬運動場施設条例の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「秋ヶ瀬スポーツセンター」を「秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター」に改め、「(宿泊の場合については、宿泊開始日の午後5時から宿泊終了日の午前9時まで)」を削る。

第13条第2項中「、第9条及び別表第2の備考第5号」を「及び第9条」に改める。

別表第1志木市立秋ヶ瀬スポーツセンターの項中「志木市立秋ヶ瀬スポーツセンター」を「志木市立秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター」に改める。

別表第2第1号アの表を次のように改める。

ア 秋ヶ瀬スポーツ・コミュニティセンター

名称	利用区分 種別	午前 9 時 ～午前 1 1 時	午前 11 時～午後 1 時	午後 1 時 ～午後 3 時	午後 3 時 ～午後 5 時	午後 5 時 ～午後 7 時	午後 7 時 ～午後 9 時
マルチルーム A	一般・学生	860	860	860	860	860	860
	児童・生徒	430	430	430	430	430	430
マルチルーム B	一般・学生	840	840	840	840	840	840
	児童・生徒	420	420	420	420	420	420
マルチルーム C	一般・学生	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230
	児童・生徒	610	610	610	610	610	610
マルチルーム D	一般・学生	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
	児童・生徒	590	590	590	590	590	590
多目的ホール	一般・学生	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
	児童・生徒	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010
備品	教育委員会規則で定める。						

別表第2第2号の表秋ヶ瀬スポーツセンターの項を次のように改める。

秋ヶ瀬スポーツ・コミュニケーションセンター	マルチルーム A、マルチルーム B、マルチルーム C、マルチルーム D 及び多目的ホール	一般・学生	2時間につき 250円
		児童・生徒	2時間につき 120円

別表第2第3号の表を削り、別表第2備考第5号及び第6号を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同日から起算して2年を超えない範囲内において志木市教育委員会規則で定める日から施行する。

令和8年2月19日提出

志木市長 香川武文

提 案 理 由

秋ヶ瀬スポーツセンターの再整備に伴い、運動施設の名称、利用料金の額等を定めたいので、地方自治法第244条の2第1項の規定により、この案を提出するものである。